

【令和 6 年度】介護保険制度における八尾市指定居宅サービス事業者等集団指導

八尾市高齢介護課

令和 6 年度の介護保険制度改正においては、介護報酬改訂をはじめとして、高齢者虐待防止の推進、福祉用具貸与・販売の選択制導入など、改正内容は多岐に渡っているところです。

本集団指導にあたり、今般の法改正に関連した問合せの多い内容等について、下記のとおり情報提供させていただきます。ご担当者様におかれましては内容をご確認のうえ、適正な介護保険サービスの実施に向けご留意いただきますよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。

記

<加算の算定要件等>

○理学療法士による訪問看護について

訪問看護の減算の要件である前年度の理学療法士等による訪問回数については、理学療法士等が連続して 2 回の訪問を行った場合は「1 回」と考える。そのため、訪問回数は 1 回であるが、減算の算定回数は「2 回」となる。

○運動器機能向上加算の基本報酬包括化について

予防通所リハビリテーションや第 1 号通所事業における身体機能評価を更に推進するために、運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化となりました。今までリハビリテーション計画や通所介護計画とは別に運動器機能向上計画を作成していましたが、包括化に伴い、作成は不要です。しかしながら、運動器機能訓練計画内容を行わなくてよいというものではなく、通所介護計画内容に盛り込むか、これまで同様に運動器機能向上計画を基に訓練を行い、内容等についてはサービス提供票に記録してください。

※介護保険制度改正に伴い、加算の新設や廃止・要件の変更等が見直されています。加算要件を満たしているか確認の上、請求を行ってください。

※保険者では、適正化に向けて様々なデータ抽出を行っています。疑義が生じたケースについては「ヒアリングシート」などで状況確認を行いますので、必要に応じて見直しを行ってください。

<高齢者虐待防止の推進>

○高齢者虐待防止措置未実減算について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、

そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(単位数について)

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(算定要件について)

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

<身体的拘束等の適正化の推進>

○身体拘束廃止未実施減算について

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務づける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

(単位数について)

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(算定要件について)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合

- ・身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること

○その他の見直しについて

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

※高齢者虐待だけでなく、身体的拘束についても見直しが行われており、減算にも係る内容であるため、必ず確認の上、運用を整備し、職員に周知徹底してください。

＜福祉用具貸与・販売の選択制導入＞

○選択制導入に係る疑義について

福祉用具貸与・販売の選択制導入に関連した疑義については、特に問合せが多い項目について別紙のとおりＱ＆Ａにまとめておりますので、ご確認をお願いいたします。

八尾市高齢介護課 給付担当

TEL:072-924-9360